

滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正について ～計画段階配慮事項の検討に係る改正案（概要）～

滋賀県環境影響評価条例の一部改正（平成25年3月29日公布）により、事業計画の立案の段階において事業の実施が想定される区域において環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」）の検討の手続きが創設されたことに伴い、技術指針の一部改正を行います。（平成26年4月1日施行）

本改正により、配慮対象事業の事業者（以下「配慮対象事業者」）は、以下の手続きが求められます。

事業の計画段階における複数案の設定

- 配慮対象事業者は、事業計画の立案の段階において、位置、規模、建造物等の構造または配置に関する複数案を設定します。
- 設定にあたっては、位置または規模に関する複数案を優先させるよう努めます。また、複数案を設定しない場合は、理由を明らかにします。
- 検討を行うことが合理的である場合には、代替事業等を実施する等の対象事業を実施しないこととする案を含めるよう努めます。

事業特性・地域特性の把握

- 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項の検討に当たり、事業特性と地域特性の情報を把握します。
 ＜事業特性＞ 事業の種類、面積、工事計画、実施後の活動計画 等
 ＜地域特性＞ 自然的状況…大気環境、水環境、土壌、地形、生態系、景観、文化財 等
 社会的状況…人口や産業、土地利用、河川、交通、学校、地域指定 等
- 地域特性については、入手可能な最新の文献により把握し、出典を明らかにします。

計画段階配慮事項の選定

- 計画段階配慮事項の選定に当たっては、把握した事業特性・地域特性に関する情報を踏まえ、事業により重大な影響を受けるおそれのある環境要素への影響の大きさについて検討します。
- 事業の工事中・供用後毎、大気・水・土壌・生態系・景観等・廃棄物等・文化財等の環境要素毎で検討するとともに、必要に応じて専門家の助言を受けて、選定します。
- 選定の結果は一覧にし、選定の理由を明らかに出来るよう整理します。

計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法

- 計画段階配慮事項毎に、影響の程度を把握できるよう調査等の手法を選定します。
 特に生態系については、その保全上「重要な自然環境のまとまり」（例：ヨシ群落、内湖、里地・里山等）に対する影響の程度を把握できるようにします。
- 調査は、文献等の収集、整理、解析により行います。なお必要な場合は、専門家への聴取や現地調査を行います。
- 予測は、環境への負荷量を事例の引用解析等により可能な限り定量的に把握し、それが困難な場合は定性的に把握します。
- 評価は、調査・予測の結果を踏まえて環境影響の程度を整理し、複数案で比較するとともに、事業実施による環境影響ができる限り回避、低減されているかを検討します。

手法選定に当たっての留意事項

- 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測、評価の手法の選定に当たっては、事業特性・地域特性の情報を踏まえ、必要に応じ専門家の助言を受けて選定します。
- 選定した手法および選定の理由を明らかにできるよう整理します。

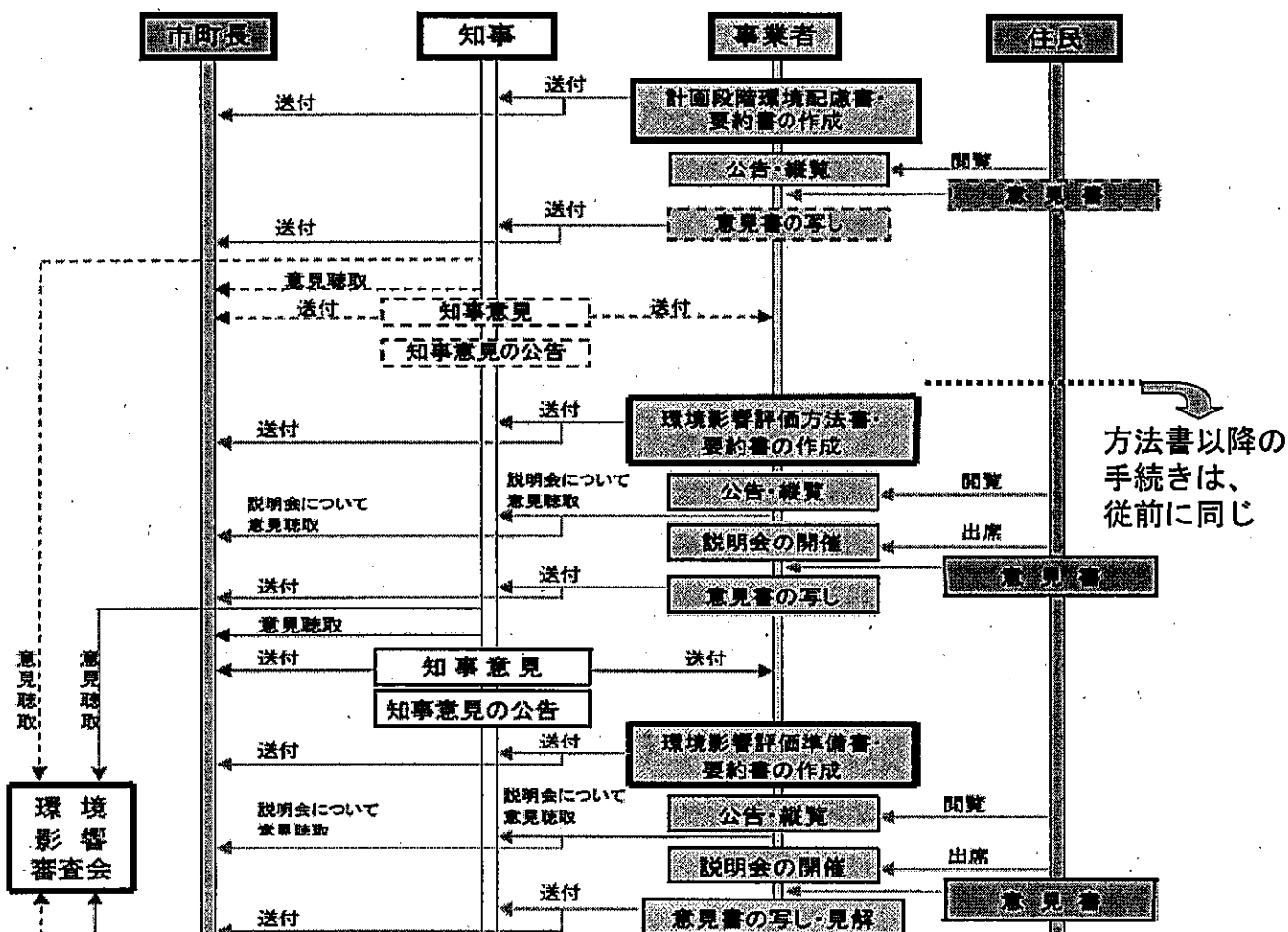
意見の聴取に関する事項

- 事業者は、計画段階配慮事項の検討に当たって、環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるものとし、求めない場合はその理由を明らかにします。

(参考1) 環境影響評価における検討の合理化等

- 方法書作成以降の環境影響評価において調査、予測、評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集、整理した情報や結果を最大限活用するものとします。
- 事業計画の複数案の環境影響の比較を行ったときは、事業の決定に至る過程で、どのように環境影響の回避や低減されているかの検討内容を明らかにできるよう整理します。
- 方法書の作成においては、対象事業の背景、経緯、必要性をできる限り明らかにします。

(参考2) 計画段階配慮事項の検討に係る手続きの流れ



滋賀県環境影響評価技術指針 計画段階配慮事項の検討に係る改正要綱案

第1 計画段階配慮事項の検討時期

配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または配慮対象事業に係る建造物等の構造もしくは配置に関する事項を決定する際に、計画段階配慮事項を検討します。

第2 計画段階配慮事項に係る検討

条例第4条第1号の計画段階配慮事項の選定に関する事項ならびに同条第2号の計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項については、第3から第10までに定めるところによる。

第3 位置等に関する複数案の設定

- 1 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または配慮対象事業に係る建造物等の構造もしくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 配慮対象事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置または配慮対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、または低減させるために配慮対象事業に係る建造物等の構造および配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- 3 配慮対象事業者は、1の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、当該配慮対象事業に代わる事業を実施する場合その他当該配慮対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

第4 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性および地域特性の把握

- 1 配慮対象事業者（都市計画決定権者を含む。以下同じ。）は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮対象事業の内容（以下第4から第10までにおいて「事業特性」という。）ならびに事業実施想定区域およびその周囲の自然的社会的状況（以下第4から第10までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

（1）事業特性に関する情報

- ア 配慮対象事業の種類
- イ 事業実施想定区域の位置および面積
- ウ 配慮対象事業の工事計画の概要
- エ 配慮対象事業の実施後の土地または建造物等において行われることが想定される事業活動その他の人の活動の概要
- オ その他配慮対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 土壌および地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形および地質の状況
- (オ) 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況
- (カ) 景観および人と自然との触れ合いの活動の状況
- (キ) 文化財および伝承文化の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口および産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 河川および湖沼の利用ならびに地下水の利用の状況
- (エ) 交通の状況
- (オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況および住宅の配置の概況
- (カ) 下水道、し尿処理施設およびごみ処理施設の整備の状況
- (キ) 環境の保全を目的とする法令、条例等（以下「法令等」という。）の規定により指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (ク) その他配慮対象事業に関し必要な事項

- 2 配慮対象事業者は、前項（2）に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移および将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮対象事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

第5 計画段階配慮事項の選定

- 1 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性および地域特性についての情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。
- 2 配慮対象事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
 - (1) 配慮対象事業に係る工事の実施（配慮対象事業の一部として事業実施想定区域にある工作物の撤去または廃棄が行われる場合には、当該撤去または廃棄を含む。）
 - (2) 配慮対象事業に係る工事が完了した後の土地または工作物の存在および状態ならびに当該土地または工作物において当該配慮対象事業に係る用途が廃止されるまで

の間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって当該配慮対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去または廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去または廃棄を含む。）

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制または目標の有無ならびに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素（（4）に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

(ア) 気象

(イ) 大気質

(ウ) 騒音(周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)

および超低周波音（周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(エ) 振動

(オ) 悪臭

(カ) 電波障害

(キ) (ア) から (カ) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水象

(イ) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(ウ) 水底の底質

(エ) 地下水の水質および水位

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壤に係る環境その他の環境（アおよびイに掲げるものを除く。以下同じ。）

(ア) 地形および地質

(イ) 地盤

(ウ) 土壤

(エ) その他の環境要素

- (2) 生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素（（4）に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

- (4) 環境への負荷の量の程度により予測および評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物および副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出または使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

(5) 歴史的な遺産の保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素

ア 文化財

イ 伝承文化

4 配慮対象事業者は、1の規定による選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容および当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮対象事業者は、1の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、1の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第6 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の手法

配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の手法は、配慮対象事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案および選定事項ごとに、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 第5の3(1)に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染または環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度および広がりに関し、これらが人の健康、生活環境または自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 第5の3(2)アおよびイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生および水生の動植物に関し、生息種または生育種および植生の調査を通じて抽出される学術上または希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況または生育状況および動物の集団繁殖地ならびに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 第5の3(2)ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、ヨシ群落、内湖および自然湖岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地および里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）ならびに氾濫原に所在する湿地帯および河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少または劣化しつつあるもの。

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する水際および土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）および水辺地等であって、地域を特徴づける重要な自然環境

(4) 第5の3(3)アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況および景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 第5の3(3)イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動および日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設または場の状

- 態および利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (6) 第5の3(4)に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- (7) 第5の3(5)アに掲げる環境要素に係る選定事項については、法令等に基づく指定を受けた有形の文化財の位置、規模および内容を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (8) 第5の3(5)イに掲げる環境要素に係る選定事項については、伝承文化の種類、位置、歴史および内容を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法

- 1 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、第6に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測および評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性および地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測および評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。
 - (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報または気象、水象その他の自然的状況もしくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - (2) 調査の基本的な手法 国、県または事業実施想定区域を管轄する市町が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、および解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査および踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、および解析する手法
 - (3) 調査の対象とする地域 配慮対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域または土地の形状が変更されると想定される区域およびその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 1(2)に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理または解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 配慮対象事業者は、1(2)ただし書きの規定により現地調査および踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、または低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 配慮対象事業者は、1の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息または生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種および場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

第8 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法

- 1 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見および既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性および地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案および選定事項ごとに選定しなければならない。
 - (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化または環境への負荷の量を、事例の引用または解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
 - (2) 予測の対象とする地域 (3において「予測地域」という。) 調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域
- 2 1 (1) に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 配慮対象事業者は、1の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴およびその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性および地域特性に照らし、それぞれその内容および妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- 4 配慮対象事業者は、1の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度および不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第9 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法

配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査および予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第3の1の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、および比較すること。
- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮対象事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを検討すること。
- (3) 国、県または事業実施想定区域を管轄する市町が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 配慮対象事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合に

は、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第10 計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項

- 1 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の手法（以下第10において「手法」という。）を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性および地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容および当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。
- 2 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項およびその調査、予測および評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 配慮対象事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法および選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第11 計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する事項

配慮対象事業に係る条例第5条の5第1項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する事項については、第12および第13に定めるところによる。

第12

- 1 配慮対象事業者は、配慮対象事業に係る配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるものとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 配慮対象事業者は、配慮対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、配慮対象事業に係る配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるよう努めるものとする。

第13

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、配慮対象事業者が定める期間内に、配慮対象事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べるものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名および住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

